

午前 11 時 00 分 開会

【山田委員長】 委員の出席状況について報告する。全員出席である。

傍聴人 1 名を許可

議 長 挨 拶

1 追加議案について（資料 1－1、1－2）

【山田委員長】 市側に説明を求める。

※総務部長から、資料 1－1、資料 1－2 に基づき説明。

【山田委員長】 説明のとおりでどうか。

全 員 了 承

【山田委員長】 これで市側職員は退席する。

（総務部長、総務課長 退席）

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 本件については、最終日の本会議に上程され、提案説明の後、審議・採決を求められるとのことである。あらかじめ御承知おきいただくとともに、所属会派の議員への周知をお願いする。

【山田委員長】 それでは、そのように所属会派の議員への周知をお願いする。

2 意見書（案）について（資料 2）

（1）陳情によるもの

①最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 3月13日の本委員会で各会派に持ち帰っていただいている（1）－①について、修文の有無、提出者・賛成者の決定をお願いする。

【山田委員長】 それでは、（1）－① 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案について、修文の有無を確認したい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【山田委員長】 （1）－①について賛否を確認する。

【福本委員】 自民党・新政クラブは賛成である。

【吉澤委員】 公明党も賛成である。

【木村委員】 自由クラブも賛成である。

【堀口委員】 日本共産党も賛成である。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動も賛成である。

【石田委員】 虹の会も賛成である。

【北島委員】 立憲民主党も賛成である。

【星野委員】 大和維新× i R A I S Eは反対である。

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 文案は原案のとおりとし、全会一致ではないが、今回の持ち回りの順番から、提出者は、虹の会、賛成者は、自民党・新政クラブ、公明党、自由クラブ、日本共産党、神奈川ネットワーク運動、立憲民主党で願います。

【山田委員長】 説明のとおりでよいか。

全 員 了 承

【山田委員長】 それでは、そのように決定する。

3 大和市議会委員会条例の一部改正について（資料３－１、３－２）

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 前回３月１３日の本委員会で、大和市議会委員会条例の一部を改正する条例案について、議長のイメージ案と、自民党・新政クラブ案を各会派に持ち帰っていただいている。本日は、修正の有無、どちらの案を提出するかについて決定していただき、提出者・賛成者の決定等をお願いする。資料３－１を御覧いただきたい。前回、議長のイメージ案として配付している条例改正案の新旧対照表に加えて、議案の形式にした一部改正文を添付している。資料３－２を御覧いただきたい。前回配付している自民党・新政クラブ案に加えて、同案を新旧対照表にしたものと、議案の形式にした一部改正文を添付している。修正の提案がある場合は、新旧対照表に対して願います。なお、資料３－１の議案の２ページを御覧いただきたい。同ページ下段に記載の附則について、この附則は、資料３－２の議案にも同内容を記載しているが、第１項で、施行日を令和７年４月１日とし、第２項では、常任委員会の所管の変更は、委員会の同一性がなくなり、経過規定を設けない限り、改めて委員全員を選任する必要があるとされていることから、改めて選任しなくてもよいように、「旧常任委員会の委員、委員長、副委員長であった者は、旧条例における常任委員会に相当する常任委員会の委員等を選任されたものとみなし、その任期は旧常任委員会の委員の残任期間とする」旨の経過規定を設けるものである。

【山田委員長】 前回、自民党・新政クラブから具体案が提示されたので、同案に賛同するかどうか、一度各会派に持ち帰っていただき、考えをまとめてきていただいていると思うので、提案会派の自民党・新政クラブ以外の会派から、順にお聞きしていきたい。修正の提案があればあわせて述べていただきたい。

【星野委員】 大和維新× i R A I S Eは自民党・新政クラブ案に賛成である。

【北島委員】 立憲民主党も自民党・新政クラブ案に賛成である。こども教育常任委員会の分担数が少ないと思う。

【石田委員】 虹の会も自民党・新政クラブ案に賛成である。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動も自民党・新政クラブ案に賛成である。

【堀口委員】 日本共産党も自民党・新政クラブ案に賛成である。

【木村委員】 自由クラブも自民党・新政クラブ案に賛成である。こども部門と教育部門が一体化することについて、県内19市のうち13市がこのような形態であり、結構なことだと思う。意見として、厚生常任委員会では従来どおりの名称になっているが、文化という言葉を入れたほうが、所管事項がより明確になると思う。また、環境経済常任委員会について、3月の予算を審査する委員会では、環境部門と建設部門の質疑が半々ぐらいであった。そのため、可能であれば所管事項がより明確になるという意味でも、建設という文言を委員会の名称に入れてもらいたいということを意見として述べる。

【吉澤委員】 公明党も自民党・新政クラブ案に賛成である。

【山田委員長】 それでは、全会一致で自民党・新政クラブ案に賛成ということでよいか。

全 員 了 承

【山田委員長】 それでは、今意見が出た件について、協議したい。

【井上副委員長】 委員会の名称はなるべくシンプルにすることがまずベースにある。今、他の議会を見ても、建設と経済を一体にしているところが多く見受けられる。なるべく今の時代に合わせ、建設を一番に出すより、環境を先に出して経済の中に建設も含まれるという考え方でシンプルに、環境経済と名称をつけた。

【石田委員】 行政組織名の改正を受け、市民からの御意見として、文化スポーツ部が健幸・スポーツ部になったことにより、行政組織名から文化という言葉が消えたことを重く捉えているとのことであつた。名前はなるべくシンプルがよいということもあるし、実際行政組織では文化という文言は消えてしまうので、市議会の常任委員会のみ文化という文言をつけることは合意しづらいと思うが、そのような声があつたことは意見として申し添える。

【山田委員長】 木村委員から、今の井上副委員長の説明を受け、意見はあるか。

【木村委員】 文化や建設という言葉が委員会の名称の中に入っていないからといって、当然これを軽視しているわけではないと思うが、入れたほうが、所管事項が明確になるという意味で、私は委員会にそれらの言葉を入れたほうがよいと思う。

【星野委員】 木村委員や石田委員の言うことはそのとおりだと思う。市民が分かりやすいことが第一であり、短いほうがやりやすいというのは、あくまでも行政や議会側の視点であるので、市民からの見方を軽視している部分も見受けられるので、それは違うと思う。

【山田委員長】 提案者の自民党・新政クラブはこの名称としたいとのことである。それに対して特に強い意見がなければ、この名称で御了承いただきたい。

また、先ほど北島委員が述べられたことであるが、こども部と教育部が同じ委員会では、事業数が少ないのではとのことであつたが、私が調べたところ、確かに事業数は少ないが、教育部の事業の中身が非常に多いということが分かった。そのため、環境経済常任委員会が一番ボリュームはあるが、そこから一部をこちらに持っていくと、その差も大きいということがある。したがって、事業数としてはこれでよいのではないかと思うがいかがか。

【北島委員】 見た感じは事業が少なく見えるが、事業の中身を考えるとそうでもないこ

とが分かったため、これでよいと思う。

【山田委員長】 それでは、自民党・新政クラブ案の委員会構成で皆さんよろしいか。

全 員 了 承

【山田委員長】 それでは、そのように決定する。事務局に説明を求める。

【議事係長】 改正案は資料３－２の議案のとおりとし、全会一致であるので提出者は、各会派で持ち回りとなっている。今回の持ち回りの順番から、提出者は、立憲民主党、賛成者は、その他の会派で願います。

【山田委員長】 説明のとおりでよろしいか。

全 員 了 承

【山田委員長】 それではそのように決定する。

４ 大和市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について（資料４）

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【総務係長】 資料４を御覧いただきたい。３月１３日（木）の本委員会で、大和市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正（案）について、各会派に持ち帰っていただいている。本日は、修正の有無、提出者・賛成者の決定等をお願いするものである。

【山田委員長】 それでは、本件について、修正の有無を確認したい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【山田委員長】 会派ごとに賛否を確認する。

【赤嶺委員】 自民党・新政クラブは賛成である。

【吉澤委員】 公明党も賛成である。

【木村委員】 自由クラブも賛成である。

【堀口委員】 日本共産党も賛成である。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動も賛成である。

【石田委員】 虹の会も賛成である。

【北島委員】 立憲民主党も賛成である。

【星野委員】 大和維新× i R A I S E も賛成である。

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 文案は原案のとおりとし、全会一致なので提出者は、各会派で持ち回りとなっている。今回の持ち回りの順番から、提出者は大和維新× i R A I S E、賛成者はその他の会派で願いたい。

【山田委員長】 説明のとおりでよいか。

全 員 了 承

【山田委員長】 それではそのように決定する。

5 議会運営委員会の委員定数について（資料5）

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 議会運営委員会の委員定数については、令和5年6月の委員会条例の改正により、従前の『10人』という人数を固定した規定から『12人以内』という、人数が年により変動する規定に改正されたことにより、今後は毎年、委員選任の都度、議長が本会議に諮って定める必要性が生じることとなった。このことから、毎年、この時期に、議会運営委員会の委員定数を決定していただくための協議が必要となる。資料5を御覧いただきたい。今年度の議会運営委員会の委員定数12人の場合の会派人数に応じた案分数を記載している。なお、資料5に記載の「基地政策特別委員会」「前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会」「議会改革実行委員会」は、設置議決や設置要項で、委員定数を議会運営委員会と同数とする、「基地政策特別委員会」は、さらに正副議長を加えた数とするとしているため、「議会運営委員会」の定数が決まることにより、定数が決まる。

【山田委員長】 議会運営委員会の委員定数については、事務局から説明したとおりであり、5月の改選の前に決定しておく必要があると考える。昨年、委員定数を決定した時から、会派構成に変更はないため、次期改選においても、議会運営委員会の委員定数は、12名とすることによいか。

全 員 了 承

【山田委員長】 それでは、そのように本会議で議長にお諮りいただくことに決定する。

6 議員派遣について（資料6）

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 資料6を御覧いただきたい。4月16日（水）に、第214回神奈川県市議会議長会定例会が平塚市で開催予定である。副議長の派遣について、地方自治法第100条第13項及び大和市議会会議規則第167条の規定に基づき、即決にて議決をお願いするものである。

【山田委員長】 説明のとおりでどうか。

全 員 了 承

【山田委員長】 それでは、そのように願います。

7 令和7年度大和市一般会計予算に対する修正動議の提出について（資料7—1、7—2）

【山田委員長】 提出者に説明を求める。

【井上副委員長】 本修正案は、令和7年度当初予算に計上されている、放課後児童クラブ事業における放課後スポーツ活動指導に係る経費及び、うまいもの市開催事業におけるうまいもの市開催に係る経費を減額し、並びに海外友好都市等交流事業における海外青少年交流事業委託及び観光等促進事業における歌謡イベント実施委託を削除するため、予算の一部を修正するものである。

【山田委員長】 説明の内容について、確認しておきたい事項などはあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【山田委員長】 次に、本会議での議事進行について、事務局に説明を求める。

【事務局次長】 資料7-2を御覧いただきたい。①、議長が令和6年度大和市一般会計補正予算(第11号)及び令和7年度大和市一般会計予算を一括議題とする。②、各常任委員長が委員長報告を行う。(総務→厚生→文教→環境建設の順)、③、議長が令和7年度一般会計予算の修正動議を議題とし、提出者の説明を求める。・・・○番○○議員、(提出者の説明)、④、各委員長報告と予算の修正動議に対する質疑を行う。(修正動議に質疑がある場合は提出した議員名で指定する。)⑤、質疑終結後、まず、令和6年度大和市一般会計補正予算(第11号)についての討論と採決を行う。⑥、次に、令和7年度大和市一般会計予算並びに予算の修正動議についてあわせて討論を行う。⑦、討論については、本件は賛否の対象が原案と修正案の複数で、錯誤による議会運営への支障を否定できないため、各議員の挙手に応じ、議長が指名して行うこととし、討論の中で、賛否の立場を明らかにしていただく。⑧、討論終結後に、まず修正案について採決を行う。⑨、A. 修正案の採決の結果、修正案可決の場合は、続けて修正部分を除くその他の部分の原案を採決する。可決された場合、修正された当初予算案が成立。否決された場合、当初予算案は成立しない。(※この流れはないとされる)、B. 修正案の採決の結果、修正案否決の場合は、続けて原案を採決する。可決された場合、原案のまま当初予算案が成立。否決された場合、当初予算案は成立しない。

【山田委員長】 説明のとおりでどうか。

【石田委員】 修正案も原案も否決された場合、暫定予算を通す必要があると思うが、その辺りの動きはどのように想定しているのか。

【議事係長】 否決された場合という前提であるが、年度内に予算を成立させるために想定されることとしては、会期を延長して、再度、追加で予算案が提出されるということ、あるいは、閉会し、臨時会を年度内に開催し、そこで新たな予算案が提出されて審議することが想定される。また、地方自治法上の制度として再議がある。否決の場合であるため、同法第176条の再議ではなく、第177条の再議がある。これは、義務費を否決された場合に再議という規定である。おおむね、その三つのパターンが想定される。

【石田委員】 修正案、原案ともに否決された場合、まず行政側が何か案を出し直さなければならないと思うが、間違いはないか。その場合、同じ案を出してよいのか。

【議事係長】 先ほど、会期を延長する場合と、臨時会を開催する場合を説明したが、会期を延長する場合、同一会期内であるので、同じ案を出すと、会議規則に規定のある一事不再議の原則に抵触するためそれはできない。

ただ、閉会し、臨時会を開催する場合は同じ案を出すことができる。また、他市議会の事例でもあるように、専決処分するという事例もある。

【石田委員】 会期を延長するのか、臨時会を開催するのかという判断は、議会側に委ねられるという認識でよいか。

【議事係長】 最終的な判断としては、そのとおりだと承知している。

【山田委員長】 説明のとおりでどうか。

全 員 了 承

【山田委員長】 それでは、そのように願います。

8 令和7年第2回定例会及び第1回臨時会の会期日程（案）について（資料8）

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【事務局長】 資料8を御覧いただきたい。令和7年第2回定例会は、6月2日（月）から6月26日（木）までの25日間の会期を予定している。6月2日（月）が本会議。委員会は6月4日（水）から6月10日（火）まで、記載の5つの委員会である。11日（水）は、委員会の予備日である。総務常任委員会開催日である6月9日（月）の正午が一般質問の通告締切りである。6月19日（木）、20日（金）、23日（月）が本会議で一般質問、26日（木）が本会議で最終日となっている。また、6月18日（水）及び24日（火）に本委員会の開催を予定している。資料8の2枚目を御覧いただきたい。令和7年第1回臨時会は、5月8日（木）を予定している。摘要に記載されている議案の審議、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任等を行う予定である。

【山田委員長】 説明のとおりでどうか。

全 員 了 承

【山田委員長】 それでは、そのように願います。

9 監査における議会に対する意見への対応について（資料9-1、9-2、9-3）

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【事務局次長】 本件は、前回3月13日の本委員会において、今年度の定期監査において、大和市議会速記業務委託について、資料9-1に記載の意見が代表監査委員からあったことを報告し、一度各会派に持ち帰っていただき、本日の本委員会において、本市議会の現状と、県内他市の状況を報告した上で、改善できそうな事項について整理をして、協議をお願いすることとなったものである。まずは、委員会会議録、委員長報告案作成における本市議会の現状について、資料9-2を御覧いただきたい。1、「委員長報告内容を項目にするとか箇条書きにするなど」との代表監査委員からの意見についてそもそも制度としては新たな申合せ等を定めなくても、現在でも「項目にするとか箇条書きにする」こ

と自体は可能である。なぜなら委員長報告については、会議規則等に細かい内容の定めではなく、また、各常任委員会の閉会時に「委員長報告については委員長にご一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか」と諮られ、異議なしで合意しているためである。なお、もし一任に合意しない場合は、一例として、全委員で分担して委員長報告を作成すること等が想定される。現在は、委員長報告の内容が各委員会によって異なる運営がなされている事実行為が存在しているというのが正確な言い方になるものであり、委員長報告の細かい内容までの制約はなく、申合せで明記されているのは、「開催年月日、委員の出欠席、傍聴者の件、現地視察の件」である。これ以外は現状でも、各委員会で委員長が、もし任意の内容で行っても、会議規則に抵触することはないものである。2、委員長報告案作成の「しきたり」「ならわし」「慣習」について。委員長報告の内容に明文の定めはないが、昔からの「しきたり」とか「ならわし」のような言い伝えられてきている「慣習」が次のとおり存在しており、事務局職員はこれを遵守して作業を行っている。

- ・ 1つの議案につき、1つ以上の質疑をした委員の発言は必ず記載する。なるべく簡潔に内容が伝わるよう、要約や語尾の修正をする。
- ・ 1つの議案でも予算の場合、発言が、歳出、歳入、債務負担行為、地方債、継続費、繰越明許費など、それぞれで発言している場合は、項目ごとに1つずつ記載する。
- ・ 同じく1つの議案につき、1人の委員がどんなに多くの質疑をしても記載するのは1つだけとする。
- ・ 同じく1つの議案につき、1つ以上の質疑をした委員の発言は、他の委員と内容が重複していても必ず記載する。
- ・ 当該議案で質疑をしなかった委員が存在する場合には、会議録を全て調べ直して意見だけでも発言していないか探し出し、もし意見を発言していれば、その意見を記載する。
- ・ 討論を行った場合は長い短いにかかわらず必ず記載するが、文字数が多くなり過ぎないように要約する。
- ・ 一般会計当初予算、決算の委員長報告の場合は、委員ごとに同じ事業に重複しないように別々の事業から選び、該当部分を抜き出す。また、特定の部に偏らないように、部ごとに満遍なく抜き出し、新規や充実事業等を中心に選ぶ。
- ・ 委員の質疑内容だけでは報告内容を市民が理解しがたい場合は、議案内容や事業名を補記する。
- ・ 質疑内容が分かりにくい場合は、複数の質疑部分を探し出して、意味が繋がるように結合する。
- ・ 委員長報告では括弧は括弧と発言しないように、委員長報告の原稿を作成する際は、括弧は削除し、そこにはスペースを入力する。
- ・ 一般会計当初予算の委員長報告は、「～との質疑に対し～との答弁でした」という形式で作成し、一般会計決算の委員長報告は「～とのことです」という形式で作成することとするが、一方で、条例等のそれ以外の委員長報告は、「質疑〇〇～、答弁〇〇～」という違う形式で作成する。
- ・ 読み間違いが生じやすいと思われる箇所にはふりがなを振る、数字は文字フォントを変更する（特に金額の場合はカンマや漢字（億・万・千）を用いて対応する）、改行す

る、1 ページ内の余白を広め取る（1 ページ内に無理に収めず、次ページに送る）といった工夫を施す。

- ・議会だより（「その他の主な委員会質疑」の項目）掲載時の抜粋元となることも見越し、当該議案の全体像が分かるつくりとなるよう心がける。

以上のように作業に時間をかけて、委員長報告と併せて会議録を作成しているが、上記の「しきたり」「ならわし」「慣習」の成り立ちや経緯、根拠は明文の規定や記録に残されておらず不明であり、今となっては全くの謎である。例として、速記会社からの会議録の納期が最も遅く日程がタイトな総務常任委員会の場合、会議録の確認及び委員長報告（案）作成を担当者が2、3 日程度で行い、局内（係長・次長・局長）での確認、修正を1、2 日程度で行った上で、委員長に御確認、修正していただき、完成させている。なお、日程の都合上、各種打合せ・各派代表者会・議会運営委員会・一般質問と同時並行で行わざるを得ず、特に文量の多い一般会計当初予算・決算時は時間がかかる。また、総務常任委員会よりも1 日早く開催される厚生常任委員会でも、近年、委員会が長時間にわたるケースが多々あり、委員長報告作成の基となる会議録の文量が膨大（参考として、今定例会の厚生常任委員会で約95 ページ、4 常任委員会合計約290 ページ）で、会議録の確認だけでかなりの時間を要し、時間外勤務や自宅持ち帰り等で対応し続けてきている状況である。

3、一般会計当初予算、決算審査の委員会会議録の配付日について。現在、委員長報告（別冊）として議員各位に一般質問の3 日目の朝に配付しているが、会議規則第41 条の申合せには、「一般会計当初予算及び決算の委員長報告については、審査内容を収録した文書（委員会審査報告書（別冊））を配付するとともに、委員長が要旨を簡略に口頭で報告する」と定められている。「…配付するとともに…」なので、委員長報告が行われる本会議最終日に合わせて配付するのが妥当のはずだが、3 日前に配付している状況がある。結局それに作成を間に合わせるために速記者の派遣につながっている点は、監査からの指摘のとおりと言わざるを得ない。また、「要旨を簡略に」の部分については、現在実施されている委員長報告のボリュームが「…簡略に…」の範囲に収まっているかは、議員ごとに判断が分かれるところと承知している。

4、代表監査委員の意見の背景、速記者を取り巻く近年の状況について。代表監査委員の意見の背景には、いずれ速記者の派遣を受けられなくなることは避けられないとの危機感があると思われる。近年の速記者を取り巻く状況の変化を見れば、極めて妥当な考え方と受け止めている。

国会においては、衆議院はまだ速記者を置いているが、参議院は既に置いていない。また衆参両院が設けた速記者の養成所は2007 年までにいずれも既に閉鎖されており、新規採用も行っていないことから速記者は減り続けている。また、民間資格の日本速記協会の速記検定（1、2 級）は、2019 年の受験者数58 名、合格者数24 名（同協会公式サイト）、2024 年の受験者数26 名、合格者4 名（日本資格取得支援サイト）である。この状況から、たとえ本市議会が速記者派遣の継続を希望しても、国全体として速記者の確保困難に至ることは避けられず、速記会社から速記者不足を理由とする派遣料金の値上げ要求を経て、極度の速記者不足又は速記者不存在を理由に派遣を拒否される状況に陥ること等への危惧を背景として、今のうちから対応に着手されたほうがよいのではとの代表監査委員からの意見と考えられる。なお、速記会社に確認したところ、「要約筆記」は速記者を現場に派遣しなければ作成対応できるものではなく、音声反訳の場合は「全文筆記」

になるとのことである。

例、今後速記者の派遣を受けられなくなった場合に危惧されること。

- ・速記会社が作成する「委員会会議録（原稿草案）」を、従前の速記反訳による「要約筆記」から、録音反訳による「全文筆記」に変更せざるを得なくなり、その結果、整文されていない生データの状態で納品されることになる。つまり、発言されたそのまま、いわゆる、原文ママ状態で納品されるため、データ量（文字量）は現状に比して著しく増加し、誰の発言か分からない箇所も発生することが想定され、事務局はその状態から要約作業に着手することとなる。
- ・事務局は録音した音声を確認しつつ、生データを整文して要約する必要があるため、「委員会会議録」を現状と同等の「一般質問３日目の朝」までに完成させることは見通しが立たなくなる。この「委員会会議録」の完成は、他市では６か月後の完成が最も多く、次いで３か月後の完成が多いので、本市の着地点も類似の状況にならざるを得ないと想定される。
- ・この結果、「委員長報告」を作成するための唯一の基礎データとなる「委員会会議録」が会期中に完成に至らないという現在と異なる状況になるため、今のような「質疑、答弁の詳細まで記載したフルバージョンの委員長報告」の作成は、この上なく困難な状況となることは避けられない。この場合に取り得る現実的な対応について、現状の本市の申合せ内容と他市の例を参考にして想定すると、例えば以下のような内容が想定される一例となる

例、委員長報告の項目内容（現状の本市の申合せと他市の例から）。

開催年月日、委員の出欠席、傍聴者の件、議案番号、議案名、採決結果。

次に、当初予算・決算の委員会会議録の完成日や議員への配付状況、委員会の質疑内容や時間制限、本会議における委員長報告の内容について、県内他市の状況を報告する。なお、議長からの依頼として、監査からの意見にある「議員が質疑を通告し」の部分は、仮に協議するとしても、議会が自律的に判断して行うべきものであることから、もし協議する場合でも、議会改革など、あくまでも別の機会にお願いしたい。この場では委員長報告内容と、その基となる会議録の作成について、絞って協議していただきたいとのことであった。それでは、資料９－３を御覧いただきたい。①について、本市議会は委員会会議録を委員長報告（別冊）の名で一般質問３日目の朝に議場の机の上に配付している。他市議会はいつごろ配付しているかを知るための調査項目である。結果は、予想に反し、そもそも会期中に会議録を完成させて全議員に配付しているのは本市だけである事実が判明した。他市が会議録を完成させている時期は、県内１８市中、「時期の記載はなく閉会后」が２市、「２か月後」が３市、「３か月後」が６市、「６か月後」が最も多く７市であった。②から⑤について。これらの調査は、そもそも①の付随として調査項目としたものである。調査前は、「会議録を本市より早く完成させて議員に配付している市」がいくつか存在すると想定していたため、その場合は委員会が「本市とは違う何らかのやり方（例、事前通告、時間管理、又はその他の何らかの手法等）」で行われていると予測されることから、どのような手段や方法を用いているのかを知るために調査項目とした。しかし、前記の①の調査結果のとおり、そういうこと以前の問題として、そもそも会期中に委員会会議録を完成させて全議員へ配付しているのが本市だけであることが明るみになった。したがって、

②から⑤の調査については、議長に相談の上、あえて精査していないので、議員各位には時間のあるときに目を通していただきたい。⑥について。この調査の結果は、回答欄の一番上の「質疑、答弁、意見、討論、採決結果」という本市と同じフルセットが3市、一段下に行って、そこから「意見を外した」が4市、そこから「討論を外した」が1市、そこから「答弁を外した」が2市、その下は該当する市はなく、「採決結果のみ」が2市、「その他」が7市であった。その他や設問2への主な記載内容は次のとおりである。「採決結果のみ書面で報告」、「大項目で3項目程度」、「審査報告書の配付のみで口頭報告は省略」、「1、2事業について主な質疑答弁」、「意見は記載しない」、「意見を含めることもあり」、「質疑や討論の内容は省略」、「委員会速報を作成」、「議案概要、討論、採決結果を報告し、質疑、答弁の報告は行っていない」、「質疑は具体的な内容は報告せず」、「討論は賛成と反対が両方あった場合のみ報告」、「予算決算は採決結果のみの簡易な報告」、「メインとなる質疑答弁を1つと主な質疑項目」、「予算決算は採決結果のみ」、「予算決算の委員長報告は省略することを議運で申し合わせている」、「議案名と内容、日時、採決結果」、「歳入歳出1つずつ」などであった。ここで本市と同じフルバージョンと回答した3市の記載内容を確認すると、川崎市は「予算決算特別委員会は、審査報告書の配付のみとし、口頭による委員長報告は省略する」との記載から、川崎市のフルバージョンとは、本調査が主題としていない「予算決算以外の通常の議案」のことを指すものであると判明した。次に三浦市は、「メインとなる質疑・答弁を1つと主な質疑の項目。重要、賛否が分かれるものは詳しく報告」となっている。「メインとなる質疑・答弁を1つ」なので、これも本市と相違することが判明した。最後に厚木市は、「予算決算常任委員会は採決結果のみ報告（分科会は質疑答弁を報告）」であり、これも本市と異なることが判明したので、フルバージョンと回答した3市は、記載内容を確認すると、本市の「フルバージョン」とはその内容や性格を異にするものであることが想起される記載内容であった。よって、本市と同等内容の委員長報告、または本市以上の内容の委員長報告を作成している市議会は、回答への記載内容からは確認できなかった。

【山田委員長】 内容は説明のとおりである。調査の結果、委員会会議録を会期中に完成させて、全議員に配付しているのは、県内で本市議会のみであることが判明した。本日は、資料を提示したばかりであるので、各会派にお持ち帰りいただき、5月26日、月曜日の本委員会での協議をお願いしたいと考えている。なお、議長の依頼のとおり、通告制等については、ここで協議の対象とはしないので、あらかじめ御承知おきいただきたい。

それでは、本日配付の資料等について、現時点で確認しておきたいこと等はあるか。

【石田委員】 他市と比べて精度の高いものを短期間で出さなければいけないという状況があるがゆえに、事務局の職員たちがいつも夜遅くまで残って作業している状況が発生しているということは、議会全体としてロスであると思う。もっと他の部分で機能してもらいたいことが多くあるし、委員長報告がそのくらい見られているのかということにも疑問がある。委員長報告の在り方を今後考えていかなければならないと思う。事務局の職員たちが夜遅くまで残って作業をしなければならない状況が発生していることを是正するためには、本来であれば、委員長報告の際にあればよいものが、その3日前までに出不ければならないとされている状況があるので、そこを緩和することなどが考えられる。

【木村委員】 今回は持ち帰りということだが、いつまでに話し合って来ればいいのか。

【山田委員長】 5月26日までをお願いします。

【星野委員】 委員長報告が、速記者がいなくなり、簡易的なものになった場合、事務局の負担はどの程度減るのか。

【事務局次長】 明確に何時間と申し上げることはできないが、深夜まで残って作業したり、自宅に持ち帰って作業したりということを解消できる可能性が上がる。

【石田委員】 常任委員会ごとに事務局職員の担当を決めて作業をしていると思うが、予算決算審査の際は、深夜遅くまで残ることが常態化している状態ということか。

【事務局次長】 管理職の立場として疑問視されてしまう言い方になってしまうが、現在は、明らかに定時で終わらない、時間外勤務や場合によっては休日に持ち帰りをしなければ終わらないことを前提とした事務分担をしてしまっている。その辺は大変申し訳なく思っており、御指摘のとおりである。

【石田委員】 会議録の調製期間を、閉会の6か月後でよいとなれば、かなり負担は軽減できるという認識でよいか。

【事務局次長】 御指摘のとおりである。なお、議員各位に関係することとしては、委員会会議録であるので、各委員長に内容の確認をしていただいている。その確認のための日にちを取ることに現状よりゆとりを持ち、詳細に確認していただけるようになるという利点もあると承知している。

【石田委員】 委員会審査報告書があるため、そこに参加していなくても分かる。ということはメリットだったとは思いますが、録音もあるわけだから、そういうもので対応可能だと思っている。

【赤嶺委員】 要点筆記から全文筆記になった場合、どのような状況が想定されるか。

【議事係長】 あくまでも、現在のままでそのような場合であるが、録音反訳であるので速記士は現場にいないということになる。音声のみを聞いて行うので、発言者はしっかり指名されてから、それに対して発言をしなければ、その部分の作成が煩雑になることが想定される。また、そのまま全文筆記されるため、非常に長いものになることが想定される。

【山田委員長】 それでは、本日は各会派にお持ち帰りいただき、次回の本委員会での協議をお願いします。

10 その他

(1) 市長の挨拶について

【山田委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 最終日の本会議の議事終了後に、市長から年度末の挨拶を行わせていただきたい旨の申入れがあったので、あらかじめ御承知おき願うものである。

【山田委員長】 説明のとおりでどうか。

全 員 了 承

【山田委員長】 それでは、そのようにお願いします。

(2) その他

【山田委員長】 ほかに皆さんから何かあるか。
なければこれで閉会する。

午前11時56分 閉会